

班回覧

令和7年度特定計量器定期検査実施のお知らせ

はかり（計量器）を商品の販売、農水産物の出荷・販売、薬の調剤や診療、健康診断に使用されている方は、2年ごとに県知事が行う定期検査を受けなければなりません。

由布市では定期検査を下記のとおり実施します。取引や証明に使用するはかりをご使用の方は受検をお願いいたします。

また、取引や証明に使用するはかりを新規に購入された方などで、いままで検査を受けたことのない方、取引や証明への使用を廃止された方はお問い合わせください。前回受検者には個別にハガキでお知らせいたします。



【検査日程】

日 時		会 場
5月13日（火）	午前10時～午前11時30分	湯平地区公民館 体育館 （旧湯平小学校）
	午後1時～午後3時	湯布院B & G海洋センター ガレージ
5月14日（水）	午前10時～正午 午後1時～午後3時	
5月15日（木）	午前10時～正午 午後1時～午後3時	市役所庄内庁舎 保健センター前
5月16日（金）	午前10時～正午 午後1時～午後3時	市役所挟間庁舎1階 ガレージ

注意！

検査の対象となる計量器とは、取引や証明に使用しているものです。

検査には手数料が必要になります。

家庭用のキッチンスケールや体重計などは検査の対象とはなりません。

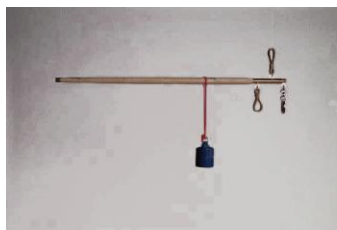
【問い合わせ先】

大分県産業科学技術センター TEL 097-596-7102

由布市役所商工観光課（庄内庁舎）TEL 097-582-1304（直通）

定期検査対象計量器 図表

棒はかり



台手動はかり



等比皿手動はかり



ばね式指示はかり



不等比皿手動はかり



手動指示併用はかり



電気抵抗線式はかり、電磁式はかり、誘電式はかり、その他の電気式はかり



分銅

定量おもり

定量増おもり



※掲載しているものは一般的なもので、メーカーにより形状が異なる場合があります。